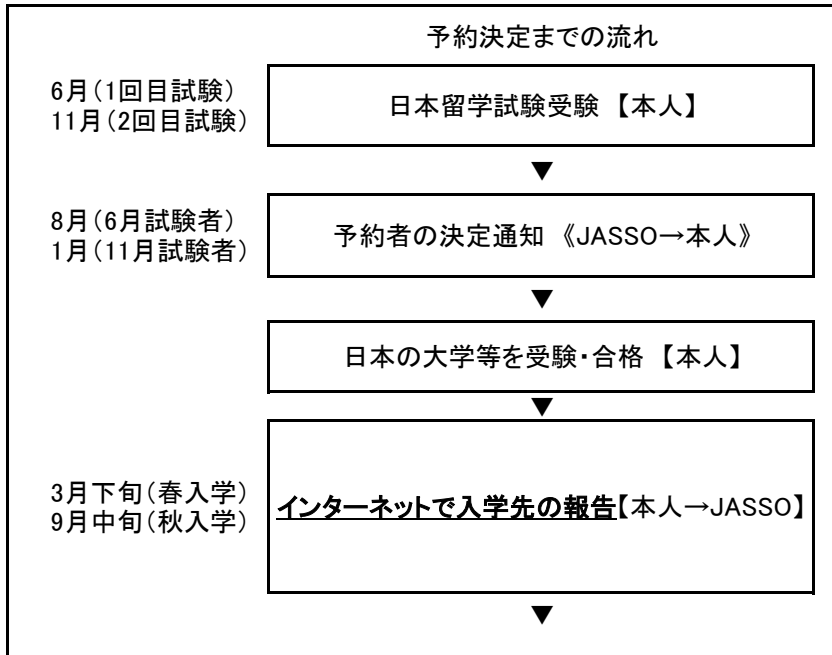
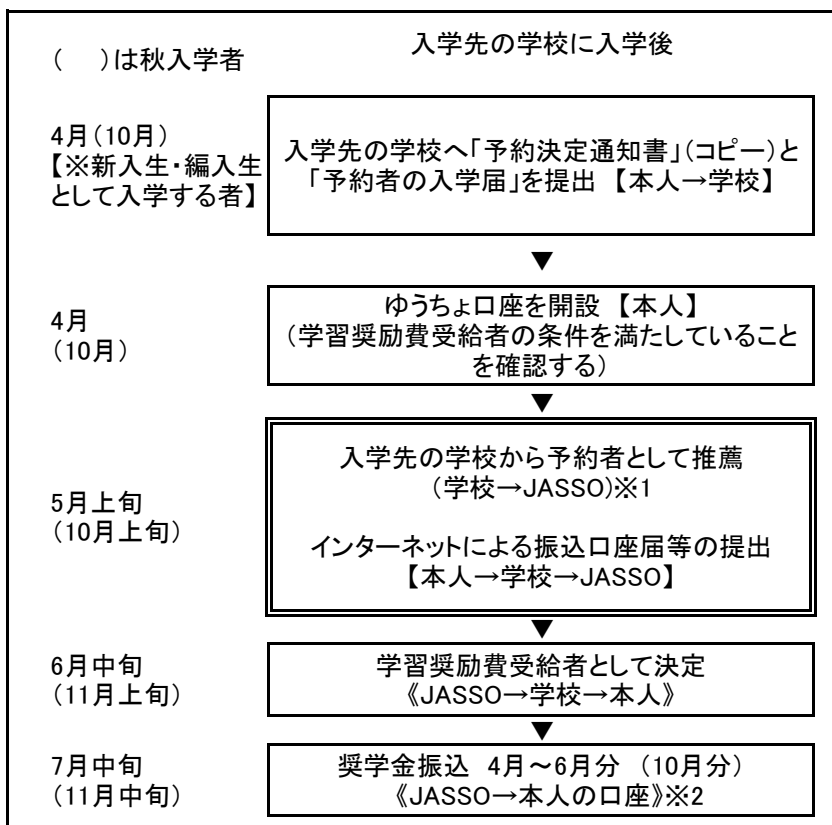


文部科学省外国人留学生学習奨励費 予約者の決定から奨学金振込までの流れ

【重要！】「学習奨励費給付予約決定通知書」は学習奨励費の受給を約束するものではなく、入学先の学校から推薦されないと受給者になれません。



【注意】「予約決定通知書」を受け取ってから1年以内(6月試験者は翌年の春入学まで、11月試験者は翌年の秋入学まで)に日本の大学等に入学しない場合は、予約者の資格は無効になります。



【注意】入学先が「大学院／留学生別科／高等専門学校第2学年以下／準備教育課程／日本語教育機関」の場合は、予約制度は使えません。

・他の銀行機関では取扱できません。

【注意】個人で直接応募するのではなく、入学先の学校から推薦してもらう。

学習奨励費の受給者採用決定通知を学校に送りますので、学校担当者にご確認ください。

※1 申請する年度の学習奨励費募集要項に書いてある条件を満たしていないと学校から推薦されません。

※2 各月の奨学金は、毎月の所定様式への本人の署名(サイン)と学校からのJASSOへの報告に基づいて給付されます。

・6月試験と11月試験を両方受験して2回決定通知書が届いた者はひとつの決定通知書しか使えません(「海外受験成績優秀者枠」がある場合はそちらを提出する)。

・受給者として決定するのは進学先の学校に入学後、6月中旬(春入学者)もしくは11月上旬(秋入学者)となります。

・この予約制度は新入生(編入生)が対象になります。必ず入学する際に手続きを行なってください。